

## 第7章 廃棄物

### 1 廃棄物処理

令和3年度におけるごみ総排出量は、表7-1-1のとおり、16,259 tで、令和2年度の17,215 tに対して、956 t減少している。(前年度比94.4%)

ごみの種類別では、可燃ごみが13,654 t(前年度比95.7%)、不燃ごみが579 t(前年度比74.9%)、資源ごみが1,367 t(前年度比99.0%)、粗大ごみが402 t(前年度比75.8%)、容器包装プラスチックが257 t(前年度比98.5%)となっている。

可燃ごみ以外のごみは、それぞれの処理施設で資源化处理をして、資源化できないものは君津地域4市及び民間3社により出資した第3セクター方式の株式会社かずさクリーンシステムで可燃ごみと併せ、熔融処理を行っている。

ごみ排出量の推移は、図7-1のとおりである。

ごみの減量化、資源化対策としては、各種団体による集団回収が平成3年から実施されており、令和3年度の実施団体数は10団体で、実施団体には1キログラム当たり3円の助成金を交付している。

集団回収の実績は表7-1-2、回収量の推移は、図7-2のとおりである。

今後もごみの減量化、資源化の啓発に努め、適正処理の向上を図っていく。

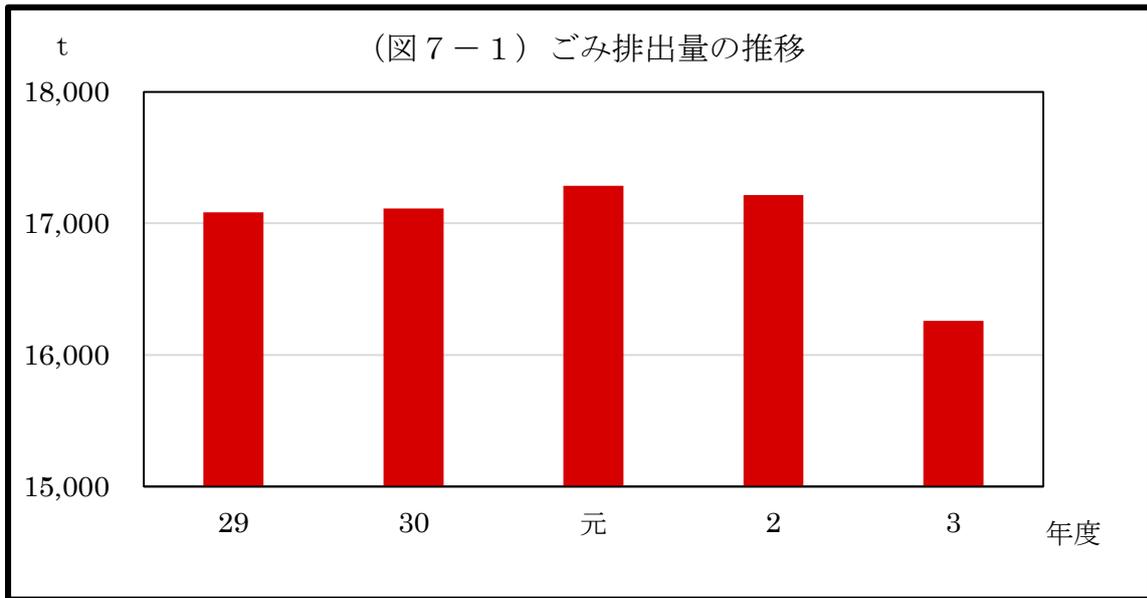
(表7-1-1) ごみの搬入量及び処理量の推移

単位：t

区 分		年 度				
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
搬 入	可燃ごみ	14,643	14,739	14,761	14,270	13,654
	不燃ごみ	573	568	687	773	579
	資源ごみ	1,228	1,158	1,135	1,381	1,367
	粗大ごみ	392	400	454	530	402
	容器包装プラスチック	248	246	246	261	257
	合 計	17,084	17,111	17,283	17,215	16,259
	前年度比 (%)	99.5	100.2	101.0	99.6	94.4
処 理	焼却	16,248	16,351	16,456	15,954	15,114
	し尿汚泥	837	842	783	746	760
	再資源化量	1,673	1,602	1,610	2,007	1,905
人 口 (人)		45,493	44,940	44,257	43,599	42,871
一人当たり排出量 (g/日)		1,062	1,073	1,091	1,092	1,048

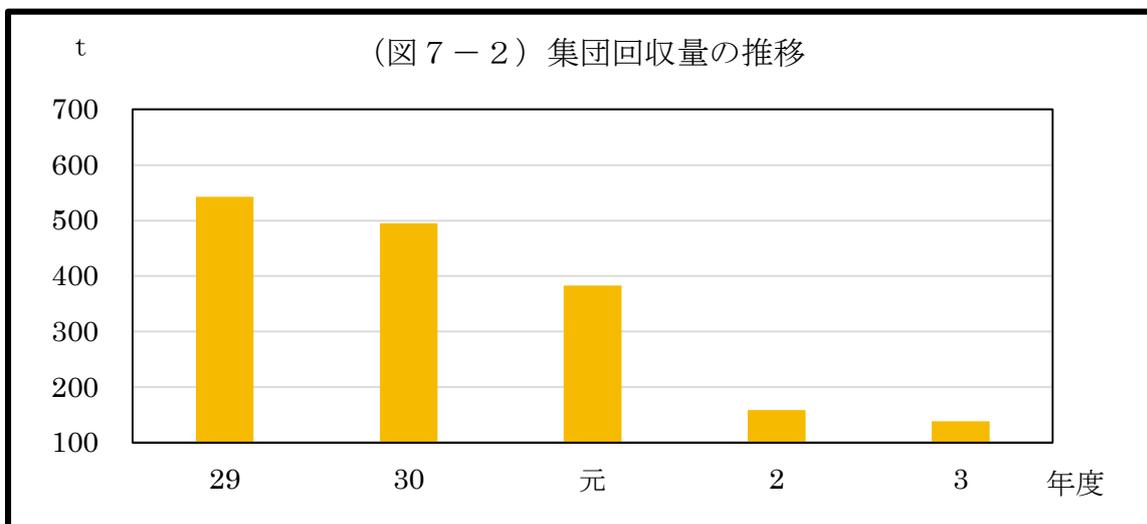
備考1 一人当たり排出量 = (搬入量 + 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 365日 × 1,000,000

2 令和元年度は366日



(表 7 - 1 - 2) 集団回収実績表

年 度	団 体 数	回 数	補助金額 (千円)	内 訳 (t)				合 計 (t)
				びん類	金属類	繊維類	紙 類	
29	22	74	1,630	12	8	19	504	543
30	21	66	1,484	11	7	19	458	495
元	19	62	1,148	6	6	14	357	383
2	11	34	477	2	2	2	153	159
3	10	34	416	1	2	3	133	139



## 2 し尿処理

し尿の処理については、平成 18 年 4 月から富津市クリーンセンターが稼働し、し尿及び浄化槽汚泥の処理を実施している。

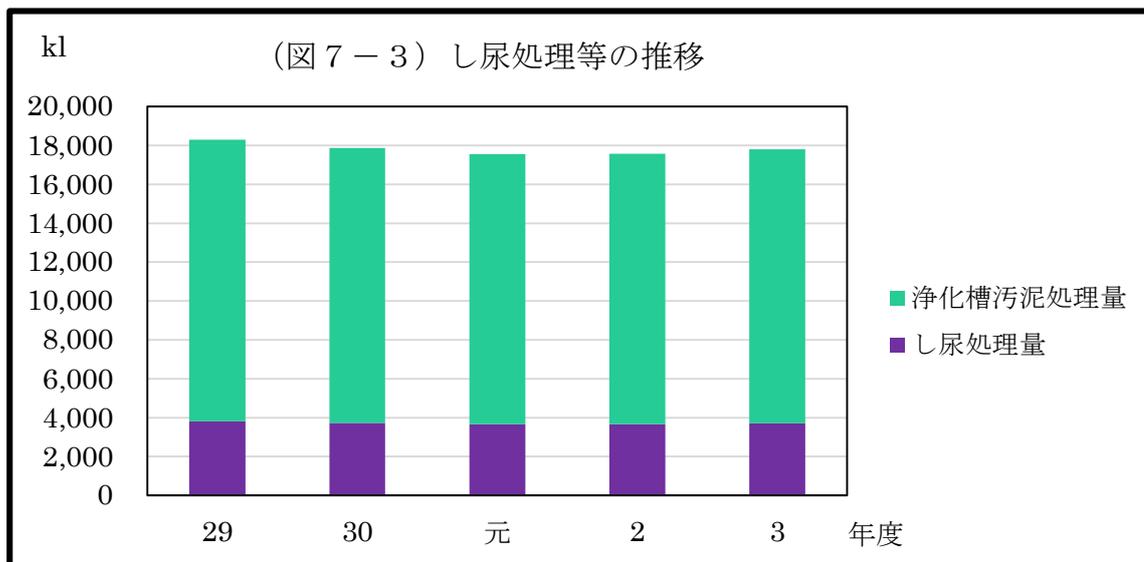
令和 3 年度排出総量は 17,798kl (前年度 17,575kl) であり、その内訳は、し尿処理量 3,711kl、浄化槽汚泥処理量 14,087kl となっている。

処理量の推移は、表 7-2、図 7-3 のとおりである。

(表 7-2) し尿処理量の実績

単位：kl

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
し尿処理量	3,815	3,727	3,659	3,664	3,711
浄化槽汚泥処理量	14,482	14,148	13,894	13,911	14,087
総処理量	18,297	17,875	17,553	17,575	17,798



## 3 生活排水対策

生活排水は、大別して水洗便所からの排水と厨房排水、洗たく排水、風呂、洗面排水などの生活雑排水などに区分される。

水洗便所からの排水については、水質汚濁の原因物質を含んでいるだけでなく、病原性生物を含んでいる可能性があるため、公衆衛生上の見地からも慎重な取扱いが必要である。

当市においては、生活排水による公共水域の水質汚濁防止のため単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽へ取り替えた場合に、その費用の一部を補助している。

浄化槽転換事業により設置した浄化槽の実績は表 7-3、設置基数の推移は図 7-4 のとおりである。

(表 7 - 3) 浄化槽転換事業による設置基数実績

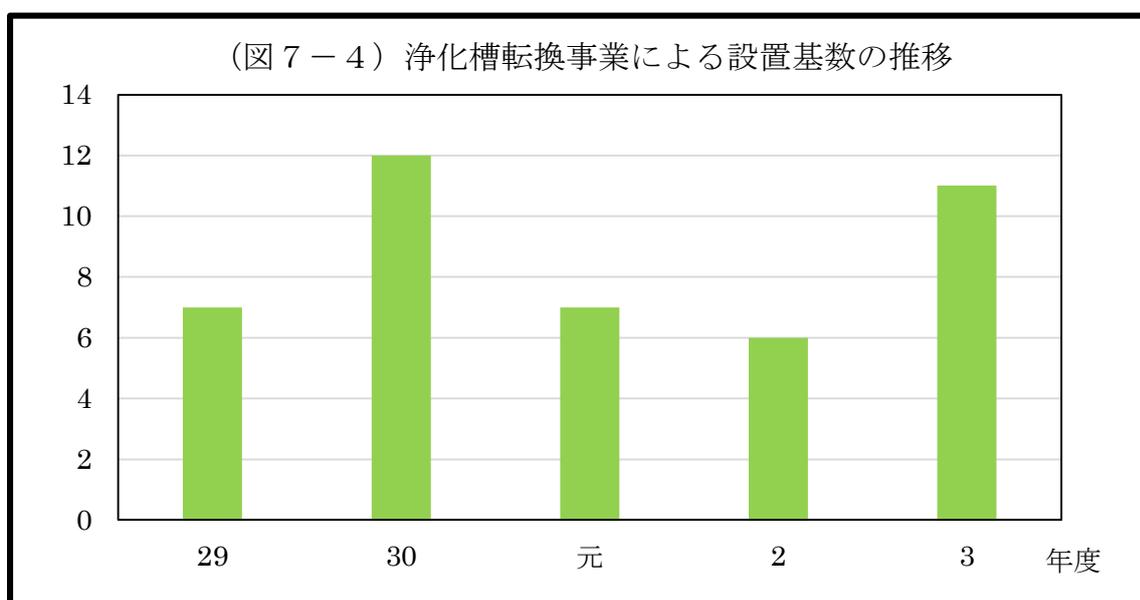
年度 人槽	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
5人槽	5	12	6	6	9
6～7人槽	2	0	1	0	2
8～10人槽	0	0	0	0	0
計	7	12	7	6	11

備考1 平成24年度から新規設置の場合の補助対象浄化槽が高度処理型のみとなった。

2 平成28年度から合併処理浄化槽へ転換した場合のみ補助対象となった。

3 平成30年度から配管費も補助対象となった。

(図 7 - 4) 浄化槽転換事業による設置基数の推移



#### 4 不法投棄対策

不法投棄対策については、不法投棄監視員制度に基づき、地域ごとに監視員を委嘱し、地域内における廃棄物等の不法投棄対策を市に通報する制度を設けている。

また、市や千葉県においてパトロールを定期的実施するなどの対策を行っている。

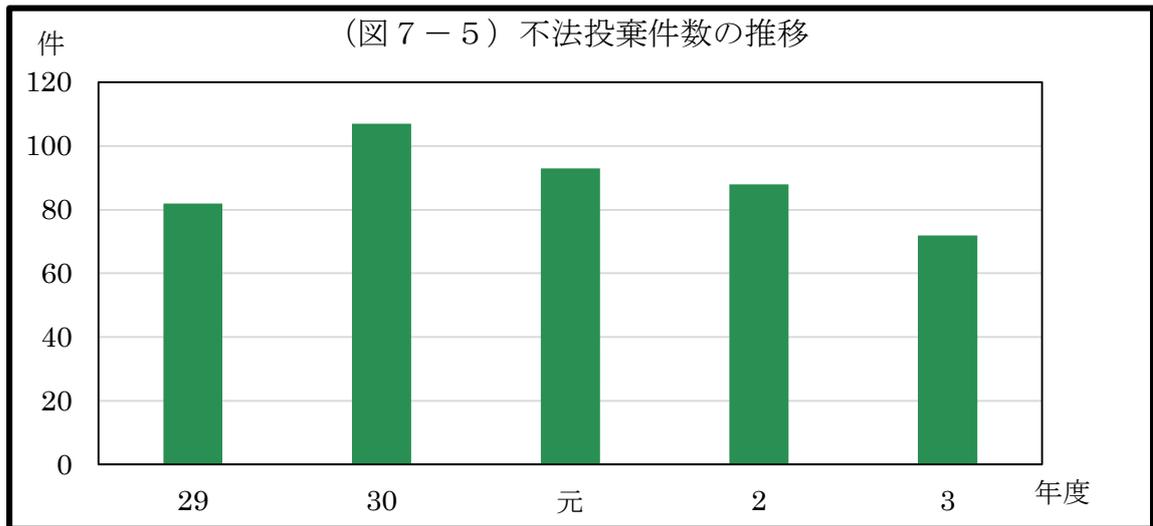
これにより、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図っている。

過去5年間の不法投棄の件数は、表7-4、図7-5のとおりである。

(表 7 - 4) 年度別不法投棄件数

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
不法投棄件数	82 (57)	107 (44)	93 (31)	88 (32)	72 (36)

備考 括弧内は不法投棄監視員による発見分



## 5 埋立て等に関する対策

土砂の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、500 m<sup>3</sup>以上の土砂等の埋立てについては「富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により規制を行い、市民の生活の安全確保及び環境の保全を図っている。

なお、令和3年度の条例に基づく申請は1件であった。

また、平成29年度以降の年度別申請件数は表7-5、図7-6のとおりである。

(表 7 - 5) 年度別申請件数

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
条例申請件数	1	2	4	3	1

